

小野寺史郎著

国旗・国歌・国慶

——ナショナリズムとシンボルの中国近代史

東京大学出版会／2011年3月／384頁／6720円



家永真幸

はじめに

本書は①国旗、②国歌、③国慶（国家記念日）という三種類の「儀式やシンボル」についての実証研究を通じ、近代中国における国家と国民の関係の解明を目指した、歴史学の書である。二〇〇七年に著者が提出した同タイトルの博士論文（東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻、主査・村田雄二郎教授）がベースとなっている^①。

本書は解明すべき課題として、①近代中国の政府・政党・知識人がナショナリズムの喚起に儀式やシンボルをどのように利用しようとしたのか（思想史）、②それは具体的にどのような政策や運動として実行されたのか（政治史）、③人々はそれをどのように認識し、行動したのか（社会史）、という三つを掲げる（五、一三頁）。すなわち、著者は近代中国史における「シンボル」の役割をこれら複数の学問領域にまたがる問題と捉え、その総合的な理解を目指す。ただし、これだけ広い議論の射程を視野に入れたつ

表1 本書の構成

	第1部 清末・北京政府のシンボルと儀式			第2部 南京国民政府のシンボルと儀式	
国旗	①中国最初の国旗 (2003)	②国旗をめぐる争い (2005)	⑤共和革命と五色旗 (書き下ろし)	⑥国民革命と青天白日旗 (書き下ろし)	⑦党旗と国旗 (2004)
国歌	④国歌から国歌へ (2009)			⑧党旗と国歌 (2010)	
国慶	③革命を記念する (2005)			⑨暦の上の革命 (2006)	

以上に序章「ナショナリズム研究とシンボルの歴史学」(2007)、終章「ナショナル・シンボルの中国近代史」(書き下ろし)が加わる。

○内の数字は章。()内は初出年(351頁より)。評者作成。

も、具体的な事例の考察には繊細な実証研究の方法が採られており、議論の進め方は非常に堅実である。

本書は全九章(十序章、終章)から成り、第一〜五章を第一部、第六〜九章を第二部とする。その構成を示すと表1のようになる。おおまかに言えば、第一部は清朝末期から中華民国北京政府期を、第二部は中華民国南京国民政府期を、それぞれが国旗、国家、国慶という事例ごとに分節化されている。これら個別の研究の意義は、序章と終章で総括される。

本書の学術的意義は、次の三点を指摘することができる。まず第一に、著者自身も指摘しているとおり、近代中国におけるシンボルや儀式の成立に関する先行研究はすでに一定の蓄積がある。しかし、本書はそれらの成果を踏まえた上で、未公刊史料なども参照し、先行研究における実証面での空白を丹念に埋めた。第二に、本書は清末から南京国民政府という比較的長い期間の歴史を通観することで、政権交代にともなうシンボ

ル・儀式体系の変更を明らかにした。第三に、思想史、政治史の観点から各勢力間の意見の分岐などを指摘することで、社会史が中心であった同テーマの従来の研究状況に新たな視角を提供した。以下、まずは各章の内容を簡単に紹介する。続いて、評者による若干のコメントを付したい。

各章の要旨

第一章「中国最初の国旗」は、「黄龍旗」の成立過程を、まずは先行研究に基づいて整理する。その上で、その受容過程が新聞や雑誌などの史料から解明される。

黄龍旗は同治元年(一八六二)、官船を識別するために制定された。これがいつ「国旗」化したのかについては、これまでに林茂生の「光緒初年(一八七五)一説や遊佐徹の「一九〇〇年前後」一説が提起されてきた。これに対し本書は、まず「少なくとも欧米や日本との接触の経験を持つ知識人たちの間」では、「遅くとも一八八〇年代後半から一八九〇年代

までに、黄龍旗を「萌芽的なナショナリズム」に結びつける思考が生じていたと指摘する(二三三、四三頁)。しかし一方で、この時点では清朝の側に「民の忠誠を調達するためにこの黄龍旗を利用しようという発想は希薄」だった。著者は一九〇〇年代初頭以降、「万寿聖節」(皇帝・皇太后の誕生日)などの慶祝の際に、民間でも黄龍旗が掲げられるようになることに着目し、義和團事件の頃に清朝側の方針に一定の転換があったと推察する(三四、三六頁)。

ただし、著者はこれをただちに黄龍旗の「国旗」化とは見なさない。なぜなら、「天子」＝清朝と「国」を同一視して忠誠の対象とするか否かをめぐり立憲派と革命派が対立していた当時の状況下において、大部分の人々にとって黄龍旗はあくまで「天子」の旗と認識されていたためである。立憲派の中心人物であり、保皇の立場である康有為でさえ、黄龍旗は国旗として不適當と考えていたという指摘は興味深い。康有為はその理由として、西洋諸国においては「龍を大獣と、

黄を病旗とみなす」ことを挙げている。清朝の皇帝から切り離すことのできない黄龍旗の意匠が、「敬重されず、逆に軽侮を招く」事態は避けねばならなかったのである(四〇一四三頁)。

第二章「国旗をめぐる争い」では、清末の革命派における国旗をめぐる議論および、辛亥革命時の様々な旗の使用状況が解明される。とりわけ、「五色旗」が辛亥革命後に中華民国の国旗として定着していく過程に着目することで、従来に遡って中国革命の正統勢力と位置づけるための偏向」の是正が目指される(四九頁)。

民国初年(一九一二)、北京臨時参議院での決定を経て、六月八日付の臨時大總統令にて五色旗を国旗とすることが全国に公布された。このとき、孫文が推す「青天白日滿地紅旗」(南京国民政府期に国旗となる)は落選し、海軍旗と定められるに止まった。

多くの先行研究が依拠する馮自由『革命逸史』初集(初版は一九四五年)は、

「国旗方式の問題のため、嘗て激烈な争議を発生した」としている。これに対し本章は、北京臨時参議院の議論において、五色旗を国旗とすることについて異議が提起された様子はほとんどないと指摘する。加えて、それ以前の時点ですでに五色旗は一定以上普及しており、同年一月一日の孫文臨時大總統就任式典に詰めかけた人々の手に振られていたのは、彼が長年用いてきた青天白日滿地紅旗ではなく五色旗だったという。

興中会の最初の蜂起である広州蜂起に起源を持つとされる青天白日(滿地紅)旗が、国旗に採用されなかったことの意義を、著者は「従来革命派が国家の側に立ったことで、権力を破壊することを目的としたものから、権力の構築と維持を目的としたものへと、シンボルに求められる性質も変化した」と分析する。また、「排滿」と結びつけられたシンボルが扱いくくなつた背景として、「清末からの統治層の人的連続性」という問題が存在していたことも指摘している(七三―七四頁)。

第三章「革命を記念する」は、中華民國の最重要記念日である「国慶節」の制定とその実施の過程を、その主体、意図、特徴という三つの観点から明らかにする。

一九二八年九月二八日、臨時大總統令により「武昌起義の日すなわち陽曆一〇月初一〇日を国慶日とする」ことが正式に公布された。著者は臨時參議院から臨時大總統へ送られた文書に基づき、これがフランス革命およびアメリカ独立戦争の方式を倣ったものであることを指摘する。

当時、民間では同じ武昌起義を陰曆八月一九日に記念していたが、政府は意図的に陽曆を使用した。また、法に規定された「国慶日」という表現により、武昌起義の日は他の地方蜂起や烈士追悼の「記念日」から明確に差異化された。著者はここに「従来の民族的な祝祭」を「消滅させ、代替する」意図を読み取る（一〇八頁）。

民国初年の第一回国慶日に北京で行われた儀式は、清末における烈士追悼儀式

とは異なり、映画や演劇の上演や運動会などの「国民を広範に参加させ、教化する啓蒙的・文明的な娯楽」としての面」を備えていた（一〇五頁）。これらの催しには、在野の革命記念会（後に共和記念会と改称）が会場を提供するなど主導した部分もあった。政府外の知識人や社会団体の活動が政府行事と分離していた点も、北京政府期における記念日活動の特徴であったという。

第四章「国楽から国歌へ」は、清末から北京政府期における国歌の成立とその変遷過程を整理するとともに、それらをめぐる議論において何が問題となったのかを明らかにする。近代中国における国歌の成立と沿革というテーマについては、これまでにも膨大な文章が書かれてきた。しかし、それらのうち「史料の根拠を示して学術論文の形式をとったもの」は少なく、「先行する文章を断りなく引き写した結果、単純な事実関係の誤りを繰り返すものがほとんど」であった（一一五頁）。本章にはそのような状況を克服する意義も込められている。

宣統二年（一九一〇）、清朝は「国楽」の制定に着手する。その目的は、西洋との外交儀礼や軍隊における使用であった。ただし、同様の事情で制定された国旗に比べ、清朝が国楽の制定に着手するのはかなり遅れた。著者はその理由を、「清朝中央には差し迫って必要なものとは思われていなかった」と推論する。溥儀が康熙帝や乾隆帝の作曲の中から選定し、敵復がそれに歌詞をあて、国楽は宣統三年（一九一一）八月、正式に制定された。しかし数日後には武昌起義が起り、清朝は滅亡へと向かう。

新たに成立した中華民國は、教育部が中心となって「国歌」の制定作業を開始する。しかし、検討を重ね多くの案が出されたものの、この試みは頓挫してしまふ。この間、『尚書』所載、舜作「卿雲歌」がフランス人オーストン作曲で臨時演奏された。一九二〇年四月になって、教育部は結局その歌詞に蕭友梅による純西洋的な曲を配した「卿雲歌」を国歌に制定する。しかしこの国歌も、「新しい中国音楽の創造」という問題意識の高ま

りつつあった知識人たちにとつては不満の残るものであったという。

第五章「共和革命と五色旗」では、北京政府期の社会における国旗シンボルの位置づけが検討される。具体例として著者は、一九一五年の袁世凱による「洪憲帝制」、一九一七年の張勳による宣統帝復辟、一九一九年の五四運動という三つの事件において、五色旗の担った役割について分析する。

袁世凱が「国体」を變更し「中華帝国」の皇帝にならんとするにあたり、国旗の改変についてもさまざまな議論がなされた。そこで見られた紆余曲折を、著者は「皇帝ではあるが「全国国民」をその正当化の根拠としなければならなかった袁世凱帝制の性格を端的に反映したものと見る（一五二頁）。

張勳は復辟に際し、全国に通電し黄龍旗の掲揚を要請した。そのため、五色旗とどちらの旗を掲揚するかは、文字通り「旗幟を鮮明にする」ことを意味した。段祺瑞の「討逆軍」が張勳の軍を破り北京に入城すると、黄龍旗は撤去され再び

五色旗が掲げられる。この騒動により、五色旗は「共和」体制護持のシンボルと意味づけられることになった。

「政治的意志表示のために国旗を利用する」という形式は、五四運動においてより広範に見られるようになる（一五六頁）。一九二〇年代後半以降の北京政府ではシンボルや儀式を作り出す志向が薄らいでいた。しかしその一方で、知識人、学生、社会団体にとつて五色旗は「共和」や「愛国」の象徴となっていたという。

ただし、この時点では多くの「国民」とつて五色旗はあくまで国慶日の装飾であり、その普及は商業目的の利用に多分に依拠していたと著者は指摘する。

「国民」に国旗を神聖視させるといふ課題は、中国国民党・国民政府に引き継がれる。

第六章「国民革命と青天白日旗」は、孫文の国旗観および、彼の後を継いで北京政府に替わって政権を獲得した国民政府の国旗政策を検討する。

孫文は五色旗を明確に否定し、青天白

日滿地紅旗こそが中華民国成立以来一貫して正統な国旗であると主張していた。しかし、一九二〇年代後半の中国において、五色旗が中華民国国旗であることは社会の常識となっていた。

一九二五年三月、孫文は北京で病死する。その葬儀は、中華民国の政治文化に決定的な影響をもたらす「孫中山崇拜」を生み出したことで知られる。しかし、この契機をもつてしても、青天白日滿地紅旗が国旗に取って代わることはなく、同年の五三〇運動において愛国心の対象として利用された国旗も五色旗であった。それどころか、孫文が誰よりも嫌った五色旗を、彼の業績と結びつけるような追悼演説や、彼の肖像と組み合わせた煙草の広告なども見られたことを著者は指摘する。

その後の北伐の進行により、国民革命軍の行く先々において青天白日滿地紅旗が掲げられるようになる。しかし、各地が国民党の現実の勢力範囲内に入っている、民間で青天白日（滿地紅）旗が活発に生産される中においても、なお同旗はそ

れまでの五色旗を継承する国旗だと一般には認識されていた。孫文の主張はこの時点でもなお認知されていない。

一九二八年一二月の東三省易幟に至り、青天白日滿地紅旗の位置づけはようやく大きな転機を迎える。当時の東三省において青天白日滿地紅旗を国旗として掲げるといふ行為は、「国家の統一と、それを妨害する日本に対する抵抗といふナシヨナリズムの表現を意味した」のである（一九三一―一九四頁）。

第七章では、南京国民政府期の青天白日滿地紅旗に関する法的・イデオロギー的規定の整理と分析が試みられる。「国旗の普及」といふ事業は、北京政府期と国民革命期を通じて一定以上進んでいた。これに引き続いて南京国民政府の課題となったのは、「国旗を神聖視させる」ことであった。

同政府は一九二八年三月公布の「中華民国刑法」で国旗の損壊に罰則規定を設けたのに続き、一九三〇年五月公布の商標法では国旗の商標化を禁止するなど、中央による国旗の一元管理を進めた。ま

た、青天白日滿地紅旗は五色旗に比して意匠が複雑であり、各地でその形状や色彩がばらばらであったため、一九二八年一二月公布の「中華民国徽国旗法」ではその正式な規格が決定された。

これと並行して、国民党は同旗のイデオロギー的な含意について論理的な説明を整え、それを宣伝することで社会への浸透を図った。その宣伝に用いられたパンフレット『党旗和国旗』（一九二九年）は、青天白日滿地紅旗を「国民党・国民政府の公式イデオロギーである三民主義」と不可分に結びつけるとともに、辛亥革命に遡ってその五色旗に対する正統性・優越性を証明するため、端的に事実と反する歴史解釈も展開した。その理由を著者は、「制度的に民意を代表することを曲がりなりにも正当性の根拠とした北京政府」を否定した国民政府は、「歴史の解釈権を独占することによってしか自らを正当化し得な」かったと分析する（二三三、三一―四頁）。

第八章「党歌と国歌」は、南京国民政府期の国歌および、国民党の党歌の制定

過程を、清末や北京政府期の国歌をめぐる状況と比較しつつ論じる。

孫文は五色旗と同様、北京政府が定めた国歌「卿雲歌」を認めなかった。しかし、国民政府は一九三七年六月になるまで正式に国歌を決定することができなかった。

このとき正式な「中華民国国歌」となったのは、「中国国民党党歌」であった。同歌は一九二九年三月の総理逝去四周年記念に合わせて制定され、翌一九三〇年三月以来、国歌制定までの代用国歌となっていた。ここで著者は興味深い指摘をしている。当時、党歌よりもむしろ人口に膾炙していたのは、明るく軽快なフランス民謡「フレール・ジャック」に「打倒列強／除軍閥／努力国民革命／齊奮闘」と詞をつけ、北伐期以降広範に歌われた「国民革命歌」だったというのである。長期にわたり議論に決着がつかなかった国民政府による国歌制定の経緯に、著者は北京政府期との類似性を見出す。すなわち、音楽家や教育家の「完全性を求める心性」が完成を妨げたという

(二五七頁)。

第九章「曆の上の革命」は、革命記念日体系の決定過程を検討することで、国民党・国民政府の儀式政策の特徴を明らかにする。

南京国民政府教育部は一九二八年に国家記念日をまとめた『国民曆』を作成する。ところが、これは国民党の宣伝部が行っていた記念活動と乖離していたため、一元的な規定が必要になった。その結果、一九三〇年七月に「革命記念日簡明表」と「革命記念日史略及宣伝重点」が公布され、国民党・国民政府の記念日体系は確立された。その際、北京政府期の民間ではまだ使用されていた陰曆は排除された。

民国初年の国慶日は休暇や娯楽を通じて「共和」「愛国」「尚武」の精神を国民に伝える役割を果たしていたのに対し、南京国民政府の定めた記念日には厳肅な追悼儀式や革命史の講演会が行われ、それは休暇や祝祭ではなかったと著者は指摘する。一般大衆の娯楽の機会については、陰曆の節日を陽曆に移し、さらに名

称も変更するという措置がとられたという。

本書に対する「コメント」

冒頭でも述べたとおり、本書はナショナルイズム研究の分野で注目されてきた題材を、中国近代史の立場から丁寧に論じた力作である。先行研究の成果を紹介しつつも、史料に基づき説得力ある著者独自の見解も随所で披露され、読者の得るところは大きい。とりわけ、清末から南京国民政府期を通観することによって著者が到達した、「近代中国のナショナル・シンボルの政治的特徴」に関する次の指摘は、本書のハイライトである。

近代中国のほぼあらゆるナショナル・シンボルは、明白に特定の歴史的な時点の刻印を押されたものとなった。(中略)その正統性の根拠となる歴史解釈は、権威ある、排他的なものとして決定され、周知されなければならなかった。(中略)政権の交代に際しては、前政権に強固に結びつけられたナショナル・シン

ボルは廃さざるを得なくなる。(中略)新政権が作り出した新しいナショナル・シンボル(中略)を正統化するためには、それを新しい政権の歴史と結びつける言説が再び大量に生産されることになる。これが近代中国のナショナル・シンボルの政治的特徴と言える(三二五―三二六頁)。

一方、本書に対して建設的な批判を試みるのであれば、本書では「国旗、国歌、国慶」という事例がなぜ選ばれたのか、各事例はどのような意図を込めて並置されているのかについて説明が十分になされていない点に思い至る。これらの事例を重要と見なすことに異存はない。しかし、その重要性を改めて問い直すことで、著者が発見した数々の史実はより興味深いものとして読者に届いたのではないかと想像される。

本書の議論を受けて、評者なりに「国旗、国歌、国慶―三者の関係を整理したのが表2である。社会の「空間」に出現するのか「時間」に浸透するのか、それ

表2 国旗、国歌、国慶の關係

	流動的	固定的
社会の空間に出現する	国旗	(記念碑、公園)
社会の時間に浸透する	国歌	記念日

評者作成。

自体が流動的か固定的か、という二分法を組み合わせた四象限によって、三つの事例それぞれの特徴を表してみた。

まずは国旗と国歌が分けて論じられたことの意義について考えてみたい。著者の議論を総合すると、両者の制定過程からは多分に共通点が見出される。一言でまとめると、

「中央政府によって一元的に管理され、冒涇が許されない存在となっていく歴史のベクトル」とでもなるう。このことから

も、近代中国の公定ナショナルリズムのあり方を教えてくれる事例として、両者が並置されることに違和感はない。

では、その相違はどのような点に求められるだろうか。表2で示したとおり、両者には「人々の生活空間に立ち現れる」のか「人々の生活空間に入り込む」のかという、「旗」および「歌」そのものの性質に起因する差異がある。しかし、著者の研究成果は、それだけに止まらない歴史的経緯の多様性を描き出しているように思われる。

ここで注目したいのが、国歌の制定は国旗以上に難航したという本書の指摘である。著者はその原因を主に歌詞の選考過程から分析し、作曲の「文明性」の問題にもある程度言及している。この「文明性」という指摘の中に、国旗とは異なる、国歌ならではの特質が示されていると評者は考える。

著者は国旗が商業広告の中で利用されたり、規格の不ぞろいな国旗が民間で濫造された事実を指摘した。これは「旗」の製造や普及には高度な技術を要しない

ことを示唆している。これに対し、国歌を普及させる際には、作詞と作曲のみならず、それをどのように演奏するかという、技術的な問題が付随したと考えられる。たとえば軍楽隊の編成、楽器の製造ないし輸入、演奏能力の向上、公園やホールの音響設計などである。

本書ではこれらの点に対する考察がほとんどなされていない。しかし、「技術的な敷居の高さ」という視角は、単純な替え歌である「国民革命歌」がなぜ普及していたのかという問題とも深く関わっているように思われる。このような視点を加えることで、本書のもうひとつのハイライトとも言えるべき次の指摘も、よりいっそう興味深く見えてくる。

近代中国の知識人たちには、一貫して、個々人の情念に訴えかけるような物語を作り上げるよりも、論理的な説得によって国民に国家を愛させようとする傾向があったように思われる。(中略)国歌を斉唱するところで国家との一体感を得、「国恥」を自らの恥と感じ、国家を象徴する

国旗のために死に、それを追悼し記念することでもた別の国民の国家のために死ぬという感情を掻き立てる。近代中国の知識人たちはある意味でこのような国民国家の理念をあまりに生真面目に追求しすぎたとも言える(三二七―三二八頁)。

では逆に、「生真面目すぎない」国民国家の理念の追求とはいったい何であるか？ 著者は明言こそ避けているものの、おそらく想定されているのは、映画によって爆発的に普及していた「義勇軍行進曲」を、後に国歌とする中華人民共和國ではないだろうか。榎本泰子氏の先行研究を参照していることなどからも、そう推察される。

フランス民謡「フレール・ジャック」には、楽曲そのものに高い民衆浸透力がある。その証左に、同曲は現在の日本において童謡「グーチョキパーでなつくろう」の詞で、台湾でも童謡「二匹のトラ」の詞で広く歌われている。「国民革命歌」はいわばこの楽曲をメディアとして、特定の理念を社会に広めた。

これに対し、本書が明らかにしたのは、単純なフランス民謡の替え歌を正式な国歌と認めることはできず、歌詞や楽曲にこだわりすぎてその制定を遅らせた近代中国の知識人の生真面目さである。民間での生産や商業利用には不便なほど複雑な意匠の青天白日滿地紅旗を国旗としたことも、その表れと言えるかもしれない。著者の謙虚な議論を逸脱してあえて単純化すれば、「中央が優れたシンボルを考案し、それを神聖なものとして社会に普及させる」ことを目指した国民党の手法と、「すでに民間に普及している、ないし民間浸透力のある娯楽に理念や思想を注入し、それを後から一元管理し神聖化させる」という方法を採用した中国共産党との対照性を見出せないだろうか。

このような「社会への浸透」と「国家理念の表現」の間の微妙な相克関係は、「記念日」の問題にも通底する。著者が指摘するとおり、南京国民政府期の国慶日は、民国初年のような娯楽性が廃された厳肅な日となった。また、一般大衆に

とって娯楽の機会であった陰暦の節日は陽暦に移され、その名称も変更された。それまでの社会にとって特別だった日は普通の日に成り下がりが、新たに中央が定めた特別な日が社会に強制された。こうして、曆をめぐる社会における従来の觀念は「忘却」を迫られたのである。ここには、人々の生活時間の中に理念を注入するのではなく、理念にしたがって人々を生活させようという「生真面目さ」が反映されていると見ることができないだろうか。

これと関連して、本書が冒頭で問題意識を示しているにもかかわらず、本論ではほとんど検討されなかった事例について、本評のおしまいに指摘しておきたい。

著者は国旗と国歌を「シンボル」、国慶はそれらが利用される場としての「儀式」と捉えている。ここでいう「儀式」は、表2に照らせば、それが挙行される日時と場所の両方を含意する概念ということになりそうである。しかし、著者の問題意識は「記念日」に集中しており、

国旗や国歌が披露される空間についての分析にはわずかな紙幅しか割かれていない。

陰暦の記念日が陽暦に移されるのと同様に、元来ある場所に布置されていたモノが別の場所に移されたり、ある場所にそれまでと異なった意味づけがなされたりすることも、本書が描き出した「起源の忘却」や「社会の娯楽と国家理念の関係」の問題と直接関わるはずである。中華民国北京政府期に紫禁城は博物館化され、天壇は公園化されている。これらの事例からも、その空間をめぐる社会的な営みと、その空間から何かを想起させ、何かを忘却させようとする政治的、思想的な思惑との間の相互影響関係が見出されるはずである。もつとも、これらは本書に残された課題というよりも、著者から後続の研究者に与えられた宿題と受け止めることにしたい。

注

（一）副題は、博士論文の「近代中国におけるナショナリズムと政治シンボル」か

ら、出版にあたり若干変更されている。

〔付記〕 本稿は評者が二〇一一年六月一八日に行った、中国現代史研究会・ISMC研究会共催の合評会での報告を基に書き下ろしたものである。